

喜多方市省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、省エネルギー設備の導入推進による温室効果ガスの排出削減を図るため、対象設備を設置した者（以下「補助事業者」という。）に対し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、「建物」とは、住宅、事業所、事務所及び工場等居住の用又は事業の用に供される建築物とする。

(対象設備及び補助金額)

第3条 補助金は、市内の建物に別表1に掲げる対象設備を設置した場合又は対象設備が設置された建物等を購入した場合に交付するものとし、その額は、別表2に定める補助率により算出した額の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。なお、対象設備は未使用のものかつ補助事業者自らが所有するもので、専門の施工業者が設置したものに限る。

2 補助金は、設備区分ごとに1世帯又は1事業者あたり1回限りとする。ただし、蓄電池設備及び電気自動車充給電設備については、いずれか一方の設備のみを補助対象とする。

(補助事業者の要件)

第4条 補助事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 市内に住所（住民基本台帳に記録されている住所又は商業登記簿に記録されている所在地をいう。以下同じ。）を有する個人又は事業所若しくは事務所を有する法人

(2) 市税の未納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

2 補助事業者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない

場合にあつては、配偶者、子、父母、その他補助事業者と生計を一にする者（以下「家族」という。）が引き続き当該住宅に居住していること。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、喜多方市省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者の住民票（補助事業者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、対象設備を設置した住宅に引き続き居住する家族の住民票を併せて添付）又は法人登記履歴事項全部証明書
- (2) 建物等所有者の設置承諾書（様式第2号）及び賃貸借契約書の写し（交付対象設備を設置した建物等が補助事業者の所有でない場合）
- (3) 設置の状況が確認できる写真
- (4) 領収書の写し及び領収内訳のわかる書類
- (5) 対象設備の購入に係る工事請負契約書又は売買契約書
- (6) 市税に未納がないことの証明書
- (7) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
- (8) ストープの燃焼効率、排気煙量、ばい塵濃度又は EPA（アメリカ合衆国環境保護庁）の承認を受けていることのいずれかの数値等を確認できる保証書又はカタログの写し等（ペレットストーブ・薪ストーブを設置した場合）
- (9) メーカー名、型番、製造番号、蓄電設備の場合はさらに蓄電容量が記載された対象設備の保証書の写し（蓄電池設備又は電気自動車充給電設備設置した場合）
- (10) 次のいずれか（蓄電池設備又は電気自動車充給電設備を設置した場合）
 - ア 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了の場合には、電気事業者からの余剰電力買取期間満了に関する通知書の写し
 - イ 固定価格買取制度に基づく余剰売電を解約した場合には、電気事業者からの電力受給契約廃止のお知らせの写し
 - ウ 固定価格買取制度以外による余剰売電の場合には、固定価格買取制度に基づく売電を現に行っていないこと等の誓約書及び電気事業者が発行する電力受給契約確認書等の写し
 - エ 全量自家消費の場合には、固定価格買取制度に基づく売電を現に行って

いないこと等の誓約書及び系統連系の申込書の写し若しくは一般送配電事業者からの系統連系に係る承諾書の写し

オ 全量自家消費かつ電気事業者の電力系統に接続していない(いわゆる「オフグリッド」) 場合には、電力系統に接続していないことの申立書

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の日から起算して、15日を経過した日とする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は、規則第5条の規定による交付決定の通知を受けたときは、速やかに喜多方市省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第18条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

(協力の要請)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、効果の検証のため、必要に応じて補助対象設備の使用状況に関するデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 ペレットストーブ・薪ストーブを設置して補助金の交付を受けた者は、そのストーブを適切に運用することとし、薪又は木質ペレット以外の燃料又は水分を多量に含んだ燃料を使用してはならず、過度なばい煙を発生させないよう努めなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6か年とする。

別表 1（第 3 条関係）

区分	対象設備
1 ペレットストーブ ・薪ストーブ	次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。 (1) 木質ペレット又は薪を燃料として建物の暖房用に設置するストーブであること。 (2) EPA（アメリカ合衆国環境保護庁）の承認を受けた又は以下のいずれかの要件を満たす EPA の承認に近い水準の環境性能を有する設備であること。 ア 燃焼効率が、薪ストーブにあつては70%以上、ペレットストーブにあつては75%以上であること。 イ 排気煙量が3.0g/h 以下又はばい塵濃度が0.6g/m³ 以下であること。 ウ 薪ストーブにおいては、二次燃焼機能を有していること。 (3) 領収書等に記載された領収日が、申請年度の前年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間であること。
2 地中熱利用設備	次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。 (1) 地中の熱を熱源として、その熱をヒートポンプでくみ上げることにより、冷暖房等のエネルギーとして利用するもの。 (2) 領収書等に記載された領収日が、申請年度の前年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間であること。 (3) エネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。
3 蓄電池設備	次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。 (1) 国の補助事業の補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものであること。 (2) 太陽光発電設備を設置し、当該設備は固定価格買取制度に基づく電力受給契約を締結していない（買取期間満了の場合も含む。）ものであること。 (3) 領収書等に記載された領収日が、申請年度の前年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間であり、固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了を迎える場合には、太陽光発電設備の余剰電力買取期間

	満了の日の前6か月以降であること。 (4) 蓄電池設備から供給される電気が、同一の敷地内において居住の用又は事業の用に消費されていること。
4 電気自動車充給電設備（V2H/V2B システム）	次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。 (1) 国の補助事業の補助対象設備として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているものであること。 (2) 太陽光発電設備を設置し、当該設備は固定価格買取制度に基づく電力受給契約を締結していない（買取期間満了の場合も含む。）ものであること。 (3) 領収書等に記載された領収日が、申請年度の前年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間であり、固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了を迎える場合には、太陽光発電設備の余剰電力買取期間満了の日の前6か月以降であること。 (4) 電気自動車充給電設備を介して電気自動車等から供給される電気が、同一の敷地内において居住の用又は事業の用に消費されていること。
5 ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。 (1) 補助対象期間内に、資源エネルギー庁「住宅省エネキャンペーン」の補助対象設備として登録があるもの。 (2) 領収書等に記載された領収日が、申請年度の前年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間であること。
6 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。 (1) 補助対象期間内に、資源エネルギー庁「住宅省エネキャンペーン」の補助対象設備として登録があるもの。 (2) 領収書等に記載された領収日が、申請年度の前年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間であること。
7 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。 (1) 補助対象期間内に、資源エネルギー庁「住宅省エネキャンペーン」の補助対象設備として登録があるもの。 (2) 領収書等に記載された領収日が、申請年度の前年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間であること。

別表 2（第 3 条関係）

区分	補助対象経費	補助金額
1 ペレットストーブ ・薪ストーブ	ストーブ本体、煙突、炉台等の 附属設備及びこれらを設置する 工事に係る費用	補助対象経費の1/5 （上限額：住宅用10万 円、事業用20万円）
2 地中熱利用設備	採熱井掘削、採熱パイプ、ヒー トポンプ、循環ポンプ、配管、配 線・配線器具、地中熱を利用する 空調機器等の設備及びこれらを 設置する工事に係る費用	補助対象経費の1/5 （上限額：住宅用20万 円、事業用50万円）
3 蓄電池設備	蓄電池本体、パワーコンディ ショナー、その他附属機器及び これらを設置する工事に係る費 用	蓄電容量 1 kWh あたり 2 万円 （上限額：住宅用10万 円、事業用20万円）
4 電気自動車充電電 設備（V2H/V2B シス テム）	電気自動車充電電設備本体、 その他附属機器及びこれらを設 置する工事に係る費用	定額（10万円）
5 ヒートポンプ給湯 機	ヒートポンプユニット、貯湯 ユニット、配管、その他附属機 器及びこれらを設置する工事に 係る費用	定額（8万円）
6 電気ヒートポン プ・ガス瞬間式併用 型給湯器	ヒートポンプユニット、ガス 補助熱源機、貯湯ユニット、配 管、その他附属機器及びこれら を設置する工事に係る費用	定額（10万円）
7 家庭用燃料電池コ ージェネレーション システム（エネファ ーム）	燃料電池本体、その他附属機器 及びこれらを設置する工事に係 る費用	定額（18万円）